

○国立大学法人埼玉大学奨学寄附金受入規則

〔平成16年4月1日
規則第22号〕

| | | | | |
|----|-----------|---------|------------|---------|
| 改正 | 平成16.10.1 | 16規則170 | 平成17.1.1 | 16規則188 |
| | 平成18.6.22 | 18規則112 | 平成20.1.24 | 19規則89 |
| | 平成20.8.7 | 20規則80 | 平成20.12.26 | 20規則117 |
| | 平成21.2.26 | 20規則128 | 平成22.3.29 | 22規則18 |
| | 平成24.9.25 | 24規則34 | 平成25.3.8 | 24規則63 |
| | 平成25.9.30 | 25規則15 | 平成26.3.28 | 25規則57 |
| | 平成28.3.29 | 27規則80 | 平成28.9.29 | 28規則9 |
| | 令和2.3.30 | 元規則66 | 令和3.10.28 | 3規則18 |
| | 令和4.3.17 | 3規則40 | 令和5.3.16 | 4規則78 |
| | 令和6.2.15 | 5規則47 | | |

(趣旨)

第1条 本学における奨学寄附金の受入れについては、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「奨学寄附金」とは、本学が受け入れる奨学又は助成等を目的とする寄附金及び有価証券をいう。
- (2) 「部局」とは、教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部及び事務局をいう。
- (3) 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

(奨学寄附金の範囲)

第3条 次に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金は、奨学寄附金として取り扱う。

- (1) 生徒又は学生に貸与又は給与する学資
- (2) 生徒又は学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 教育研究の奨励を目的とする経費
- (5) その他本学が実施する事業等の支援又は推進を目的とする経費

(受入制限)

第4条 次に掲げる条件が付されている奨学寄附金は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。

(4) 寄附申込後、寄附者はその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

(5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

2 前項各号に掲げるもののほか、奨学寄附金を受け入れることによって財政負担が伴うもの（規定配分予算で賄えるものを除く。）についても受け入れることができない。

（申込み）

第5条 奨学寄附金の申込みをしようとする者は、奨学寄附金申込書（別紙様式1）を学長に提出するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

（受入の決定）

第6条 奨学寄附金の受入決定は、学長が研究担当の理事（以下「担当理事」という。）に委任するものとする。

2 担当理事は、奨学寄附金の受入を決定しようとするときは、研究機構会議の議を経て決定するものとする。

3 担当理事は、奨学寄附金の受入の適否について、必要がある場合には、奨学寄附金により研究等を行う教職員（以下「研究等担当者」という。）が教育・研究を担当し、又は所属する部局長と協議するものとする。

4 担当理事は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、学長に報告するとともに、研究等担当者が教育・研究を担当し、又は所属する部局長に通知するものとする。

（納付等の手続）

第7条 学長は、前条第4項の報告を受けたときは、寄附申込者に礼状（別紙様式2）及び納入依頼書を送付するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

（間接経費）

第8条 納付された寄附金額の10%に相当する額を本学の間接経費とする。ただし、別段の定めがない限り、原則として寄附者が民間機関の場合にのみ適用するものとする。

（役員及び教職員が受けた寄附金）

第9条 本学の役員及び教職員は、職務上の教育研究等の経費に充てる目的をもって公益法人等外部から個人あての寄附金を受けた場合は、改めて本学に寄附しなければならない。

（使途変更等）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学長の承認を得て、使途の変更又は移し替えをすることができる。

- (1) 寄附目的が達成された奨学寄附金の残額について、継続して寄附の受入れの予定がなく、残高が少額となった場合等、他の奨学の目的に使用しようとする場合
- (2) 研究等担当者が他機関へ異動し、指定された使途に従い使用するため、当該奨学寄附金を他機関に移し替えをする場合
- (3) 研究等担当者が他機関へ異動、退職又は死亡等により当該奨学寄附金の使途又は研究等担当者の指定を他の教職員等に変更し、引き続き本学において使用しようとする場合

2 他機関から本学に異動した者に係る奨学寄附金の取扱いについては、学長が当該機関と協議等のうえ、移し替えを行うことができる。

(雑則)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.10.1 16規則170)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17.1.1 16規則188)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18.6.22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20.1.24 19規則89)

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成20.8.7 20規則80)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成20.12.26 20規則117)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21.2.26 20規則128)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22.3.29 22規則18)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24.9.25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25.3.8 24規則63)

この規則は、平成25年3月8日から施行する。

附 則（平成25. 9.30 25規則15）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3.28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3.29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 9.29 28規則9）

この規則は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（令和2. 3.30 元規則66）

この規則は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和3.10.28 3規則18）

この規則は、令和3年10月28日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3.16 4規則78）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2.15 5規則47）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

埼玉大学長 殿

寄 附 者

住 所 _____

氏 名 _____

(法人にあつては、法人名及び職・氏名)

国立大学法人埼玉大学奨学寄附金受入規則に基づき、下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄 附 金 額 円

- 2 寄 附 の 目 的
 - 研究助成のため
 - 教育及び研究助成のため
 - 教育助成のため
 - その他 ()

- 3 寄 附 の 条 件
 - なし
 - 学術研究を指定 ()
 - 学資等の対象範囲 ()
 - その他 ()

- 4 そ の 他
 - (研究等担当者) 部局 :
 - 氏名 :
 - (寄附者連絡先)

令和 年 月 日

殿

埼玉大学長

拝啓時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびお申し出いただきました寄附金につきましては、ありがたくお受けし、御寄附の趣旨に沿い本学の教育・研究に役立たせていただきたいと思います。

なお、御寄附につきましては、同封の納入依頼書によりお願い申し上げます。

今後とも、本学の教育研究に対する御理解と、より一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具